

# みどり通信

第204号 2013. 2. 6

## CONTENTS

● 一言発言	P1	● 損害保険	P9
● 税務	P3	● これからの研修	P10
● 一倉定 経営心得	P6	● ニューフェイス	P10
● 社会保険	P7	● あとがき	P10
● 生命保険	P8	● 営業カレンダー	P11



25年度経営方針発表会開催(1月18日)

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。



# “ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。

次の内容は、2月2日のホームページ掲載のものからです。

## 当事務所は 「経営革新等支援機関として認定」されました・・・

この2月1日付けで、当事務所（税理士法人 山口会計パートナーズ）は、「中小企業経営力強化支援法」に基づく経営革新等支援機関としての認定をいただきました（財務省関東財務局・経済産業省関東経済産業局認定）。

中小企業庁のホームページに掲載されました。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

当事務所は、1社でも多くの中小企業のお役に立てるように今後も全力でサポートいたします。

- ① なお、経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の実行と進捗の報告を行うことを前提に、信用保証協会の保証料が0.2%減額されます。
- ② また、1月24日に発表された自民党の平成25年度税制改正大綱P63・P64に、認定を受けた経営革新支援機関等により経営改善に関する指導助言を受けて一定の設備投資（30万円以上の器具備品と60万円以上の建物付属設備）をした場合には、取得価額の30%の特別償却か7%の税額控除を適用できる制度が創設されています（平成25年4月1日～平成27年3月31日まで）。

画期的ですよね！！

こんな悩みを抱えている方は、ぜひご相談ください。

- ・ 自社の経営を見える化したい。
- ・ 事業計画を作りたい。
- ・ 取引先を増やしたい、販売を拡大したい。
- ・ 専門的課題を解決したい。
- ・ 金融機関と良好な関係を作りたい。

税理士 山口 昇

多様化・複雑化する経営課題を  
解決するための



## 「経営革新等支援機関」

の認定制度ができました



# 税 務

## 平成25年度税制改正の大綱について

今回は、先月末、平成25年1月29日に閣議決定されました来年度の税制改正の概要についてお知らせいたします。紙面の都合上、一部分のご紹介となっておりますが、ご了承下さい。

詳細につきましては、個別にご確認・お問合せ頂ければ幸いです。

### ◇個人所得課税◇

#### 1. 所得税の最高税率の見直し

平成27年分以後の所得税について、現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得が4,000万円を超える区分については税率を45%とすることとされました。

#### 2. 住宅税制

住宅ローン減税の適用期限について、現在の平成25年12月31日から4年間（平成29年12月31日まで）延長し、更に、平成26年4月1日以降の場合には、最大控除額をそれぞれ下記の通り拡充することとなっています。

- ・一般の住宅の場合

H.26年3月末まで 最大200万円 → H.26年4月以降 最大400万円

- ・認定住宅の場合

H.26年3月末まで 最大300万円 → H.26年4月以降 最大500万円

また、自己資金で認定住宅を取得した場合 及び 省エネ等の一定の住宅リフォームを行った場合の所得税の住宅投資減税についても拡充されます。

### ◇法人課税◇

#### 1. 民間投資の喚起 雇用・所得の拡大

国内の生産等設備投資額を一定以上増加させた場合、機械装置の取得価額の30%の特別償却 又は 3%の税額控除ができる制度が創設されます。

環境関連投資促進税制について、適用期限が2年延長されます。また、即時償却の対象資産に、コージェネレーション設備が追加となります。

労働分配、いわゆる給与等の支給を一定以上増加させた場合、その増加額の10%の税額控除を可能とする「所得拡大促進税制」が創設されます。

また、雇用促進税制が拡充され、税額控除額が増加雇用者数一人あたり20万円から40万円に引き上げられます。

## 2. 中小企業対策・農林水産業対策

青色申告書を提出している中小企業等で、経営改善に関する指導・助言を受けたものが、その指導・助言を受けて設備投資を行う場合には、その取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度が創設されます。

中小法人の交際費課税の特例が拡充されます。

具体的には、現在は支出交際費のうち、600万円に達するまでの90%相当額が損金に算入する事が認められていましたが、上限が800万円となり、また、800万円に達するまでの全額が損金算入可能となります。

### ◇資産課税◇

#### 1. 相続税・贈与税の見直し

- ・相続税の基礎控除について、  
(現行) 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数  
(改正後) 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数  
に引き下げられます。
- ・相続税の最高税率が55%に引き上げられます。
- ・小規模宅地等についての課税価格の計算の特例について、適用対象面積の拡大や、居住用宅地と事業用宅地の完全併用を可能とする等の拡充がなされます。
- ・贈与税の税率構造を相続税にあわせ、最高税率を55%に引き上げます。
- ・子や孫等が受贈者となる、いわゆる直系尊属からの贈与については、税率構造を緩和します。これにより、その他の者から贈与を受けた場合に比べて、税の負担が少なくなる事になります。

- ・相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を 65 歳以上から 60 歳以上へと引き下げます。  
また、受贈者について、現行では推定相続人だけでしたが、孫も加えられることとなっています。

## 2. 事業承継税制

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度について、①適用要件の緩和 ②負担の軽減 ③手続きの簡素化 など、制度の使い勝手を良くする抜本的な見直しが盛り込まれています。

## 3. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

子や孫に対する教育資金を一括贈与した場合の贈与税について、子・孫ごとに 1,500 万円までを非課税とする措置が創設されます。

### ◇印紙税◇

平成 26 年 4 月 1 日以後に作成される、金銭又は有価証券の受取書（いわゆる、領収書）については、記載される受取金額が 5 万円未満（現行では 3 万円未満）のものには印紙税を課さないこととされます。

### ◇納税環境整備◇

現在の低金利の状況にあわせ、延滞税や利子税、還付加算金について、それぞれの率を引き下げます。

この改正については、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものに適用となります。

この他にも、さまざまな改正が予定されておりますが、上記のものとあわせ詳細についてはあらためてご紹介させていただきます。

特徴的なものとしては、住宅ローン控除の最大控除額の拡充や印紙税の改正などは、消費税の増税（5%→8%）の時期を意識したものとなっているようです。

また、話は変わりますが、確定申告の時期になっております。皆さん一人一人の担税力を考慮した税額計算の仕組みとなっており、個々のケースによって、それぞれ細かい規定等がありますので、ご不明な点は担当スタッフまでお問い合わせいただき、ぜひ、早期の申告完了をお願い致します。

<西丸 保幸>

# 一倉 定の経営心得シリーズ

その二十三

社長の決定で最も難しいのは、  
「捨て去る」という決定である。

私のコンサルティングのうちで、最も難しく、最も急ぐ事こそ「捨て去る」ことを納得させることなのである。

私は、社長の決定のうちで、何が最も大切で、何が最も難しいか、という問いに対して、躊躇することなく「捨て去る」ことであると答えるのである。

論より証拠、優秀会社は例外なく「捨てる名人」であり、破綻した会社は例外なく「切捨音痴」である。

# 社会保険 Q&A

## (出産に関する給付)

**Q** 人工妊娠中絶の場合、その費用について療養の給付が受けられますか？また出産育児一時金、出産手当金は支給されるでしょうか？

**A** 人工妊娠中絶は、一般に疾病として取り扱い、療養の給付の対象としていますが、優生保護法第14条第1項第1号に規定するもののうち、単に経済的な理由によるものは、療養の給付の対象からはずしています。

人工妊娠中絶のうち、妊娠4ヶ月以上のものにあつては、療養の給付および出産の給付の対象とし、妊娠4ヶ月未満のものにあつては、療養の給付のみを対象とすることになっています。また、優生保護法第4条の強制優生手術は、療養の給付の対象にはなりません。

また、出産育児一時金については、人工妊娠中絶であっても、妊娠4ヶ月以後であれば、母体保護の見地から、給付の対象となりますから、出産手当金も支給されることとなりますが、通常の出産と実態が異なりますから、實際上、法定期間のすべてに休業するような事例はまれと考えられます。

**Q** 被保険者が出産中に死亡した場合、出産育児一時金・出産手当金は支給されますか？

**A** 出産開始と同時に死亡したけれども、医師が胎児を娩出させたときは、出産は生存中に開始され、死亡後であっても出産を完了させたものとして、例外的に出産育児一時金または家族出産育児一時金を支給することとしています。

したがって、出産手当金は、出産の事実の発生を支給要件にしていますから、出産の日以前42日間(多胎妊娠の場合98日間)の以内で休業した事実があれば、支給されます。また、被保険者が出産に際し、出産以前に死亡した場合であっても、特殊なケースとして、死亡した被保険者が、医師等の指示で出産予定日以前42日(多胎妊娠の場合98日間)以内に休業した事実があれば出産手当金を支給することとしています。

出産育児一時金にしても、出産手当金にしても、被保険者が死亡していますので、請求権は、相続人が承継することになります。



## 今回のテーマ

## 企業のリスク対策について

生命保険には、企業の抱える問題に適切に対処できる保険商品があります。今回は、リスクに合わせた生命保険の実用例をご紹介します。

リスク区分	準備すべき資金	おすすめプラン(例)
死亡	死亡退職金	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆定期保険                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・今必要な保障を、できるだけ少ない負担でご加入いただけます。</li> </ul> </li> <li>◆無解約返戻金型定期保険                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険期間を通じて解約返戻金を無くしたことにより、同じ保険期間・保険金額であれば通常の定期保険よりも保険料が割安です。</li> </ul> </li> <li>◆収入保障保険                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・債務返済期間中、経営者が万一の際、返済資金をカバーします。</li> </ul> </li> </ul>
退職	退職慰労金 ・ 退職一時金	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆終身保険                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・途中の解約返戻金を利用して生存退職金を準備することができます。</li> </ul> </li> <li>◆養老保険                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職時期を満期にあわせることによって、満期保険金を生存退職金として利用することができます。</li> </ul> </li> <li>◆長期平準定期保険                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・途中の解約返戻金を利用して生存退職金を準備することができます。</li> <li>・保険料の1/2を損金とすることができます。</li> </ul> </li> </ul>
入院	固定費補填資金 ・ 傷病見舞金	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆医療保険                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務上・業務外を問わず、入院を保障します。</li> <li>①経営者の入院給付金を固定費の支払へ充当することができます。</li> <li>②従業員の見舞金の原資を確保することができます。</li> </ul> </li> </ul>

### 契約形態

契約者・受取人



法人

被保険者



役員・従業員

上記は一例です。企業のニーズにあった保険商品ラインナップをご用意しています。具体的なご相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

<担当:西丸保幸>

## 火災保険

# 「自宅が焼けて取得した保険金は税金がかからない」

火災保険契約に基づく保険金で、個人が建物や家財の損害に関して損害保険金を受け取った場合、税金はかかりません。非課税とされる理由は、火災保険契約により資産の損害に基づいて支払われる保険金は、実損填補の性格を有するものであり、利益や所得が生ずるとは思われないう考え方からきています。

### ● 受け取った保険金が損害額を超えても非課税

受け取った保険金が建物や家財の損害額を上回っても、その超える部分には課税されません。個人が取得する保険金は全額が非課税となります。

### ● 受け取った保険金より損害額が大きければ雑損控除の対象に

建物や家財の損害額が受け取った保険金より上回った場合は、その上回った損害額が雑損控除の対象になります。（火災、風水災、震災その他の災害、盗難、横領等が対象）

雑損控除の適用が受けられるのは個人及び個人事業主の生活用資産のみです。

### ● 全損でなければ、保険金額は復元、保険の効力はそのまま続く

各種の災害により建物や家財が全損となり、損害保険金を満額受け取った場合は、火災保険契約は終了します。

一方で建物や家財が全損とはならず、満額に満たない保険金を受け取った場合には、保険契約はそのまま継続し、保険金額を受け取った後も保険金額は契約通りに全額復元します。

### ● 非課税とならない損害保険金もある

たな卸資産の損害で支払われる保険金や休業補償金等は（収入に代わる性質）全額が収入金額に計上され、非課税とはなりません。

# これからの研修

原点の会

三条商工会議所

3月29日（金）

9:00 ～ 11:30

## ニューフェイス

### 中澤 敏(なかざわさとし)

新潟でご活躍されている企業経営者の方に信頼される相談相手となるよう、誠実な対応を心がけ業務に取り組みます。共に感動し、共に喜び・笑い・泣き、そして共に成長していくことができればと思います。よろしくお願いいたします。

趣味: サッカー観戦

(アルビレックスはシーズンパス購入での応援3年目になりました)

ジョギング・ゴルフ・スノーボード



特技: 整理整頓

(身も心も机の上も美しく! 部屋がきれいになるとスッキリしますよね)

## あ と が き

2月に入り、今年も早1ヶ月が経過いたしました。この時期は、風邪やインフルエンザなどで体調を崩しやすくなりますので、手洗い・うがいなど体調管理には十分気をつけていきたいと思えます。

当事務所の今年のテーマは「日本一ありがとうをもらえる事務所になる」です。

私自身も、お客様と関わらせていただく中で、お客様が今何を求めているのかをいち早く受け止め、感度を高めながら、素早く正確な行動をとることを心がけ、昨年以上にお客様からの「ありがとう」をいただけるように、日々精進していきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

吉田 智哉

# ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

## 2月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		



## 3月



日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

### チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp